

## 佐野市普通河川等整備方針策定業務委託実施要領(案)

### 1 適用範囲

本実施要領は佐野市（以下「発注者」という。）が実施する「佐野市普通河川等整備方針策定業務委託」（以下「本業務」という。）に関し、受注者が遵守しなければならない主な仕様を定めるものである。

### 2 業務履行期限

本業務の履行期限は、契約締結日から令和9年3月10日（水）までとする。

### 3 業務目的

本業務は、令和元年東日本台風により河川の脆弱性が表面化したことや、近年激甚化、頻発化する水害に備え、市全体の地形状況や各河川の流域を把握し、気候変動の影響も考慮したうえで整備方針や優先順位を検討し、今後の普通河川の計画的かつ効率的・効果的な整備を実施するため、整備方針策定を行うことを目的とする。

### 4 対象河川

佐野市都市計画区域内における主要な普通河川 26 河川及び準用河川 3 河川を基本とする。

### 5 準拠する法令等

本業務は、本実施要領、契約書、設計書による他、次の法令及び諸規定等に準拠して実施するものとする。

- (1) 河川法、下水道法
- (2) 本市条例
- (3) 本業務に関する本市及び関係自治体の関連計画など
- (4) 栃木県業務委託共通仕様書（令和2年度版）
- (5) その他関係法令、通達など

### 6 主任技術者並びに照査技術者の選任等

- (1) 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、主任技術者、照査技術者及び主担当技術者を配置するものとし、各資格実績証明書とあわせて、技術的と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものとする。
- (2) 主任技術者と照査技術者は兼務することができないものとする。
- (3) 主任技術者と照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（建設一都市及び地方計画、または建設一河川、砂防及び海岸・海洋）、（上下水道一下水道））、または技術士（建設部門（都市及び地方計画、または河川、砂防及び海岸・海洋）、上下水道部門（下水道））の資格を有する者を配置するものとする。

### 7 貸与資料等

本業務にあたり、発注者は受注者に必要な資料を貸与するものとする。受注者は貸与資料の受け渡し時に借書等を提出し所在を明らかにするとともに、資料の汚損・亡失等の無いように厳密な管理を行うものとする。また、本業務完了後は発注者に速やかに返納するものとする。

## 8 質疑及び協議

受注者は、本実施要領に疑義が生じた場合、本実施要領により難い事由が生じた場合、あるいは本実施要領に記載のない細部については、速やかに発注者監督員と協議し解決を図るものとする。

## 9 工程管理

受注者は、作業実施計画書及び作業工程表に基づき、適切な工程管理を行わなければならない。

## 10 成果品の瑕疵

受注者は、業務完了後、受注者の過失または粗漏に起因する成果品の不良箇所等が発見された場合は、発注者が必要と認める訂正、補足及びその他の必要な作業を速やかに受注者の負担において実施しなければならない。

## 11 成果品の帰属

本業務において作成された全ての成果品の所有権及び著作権等の諸権利については、納入された時点で全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならないものとする。

## 12 業務内容

### 1) 計画準備

本業務の目的・主旨を把握したうえで、本業務を効率的に実施するために、作業実施体制を立案するとともに、栃木県業務委託共通仕様書第 1112 条に基づき業務計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

### 2) 資料収集整理

業務に必要な文献・資料・既往の各種調査報告書等を収集・整理する。収集した資料より既往計画や下水道雨水排水計画との整合性を確認しながら、対象河川の流域界を設定する。

- ・地形・地質データ
- ・土地利用データ
- ・気象・水文データ
- ・河道諸元（平面図、河道横断図等）※ 6 河川は過去に整備している諸元データあり
- ・治水計画関連資料
- ・降雨強度式（栃木県および市内準用河川の検討資料）
- ・浸水実績がわかる資料（該当があれば）
- ・下水道計画関連資料
- ・その他業務に必要な資料

### 3) 現況流下能力の評価

発注者が提供する資料のほか、河道横断図が得られない河川は現地での簡易測量を行い、流下能力のネック地点を把握し、流下能力評価を行う。

### 4) 現状の治水安全度の評価

対象河川について合理式による流出計算モデルを構築し、近年の気候変動を考慮した降雨量を検討して現況河道の治水安全度を評価する。

#### **5) 計画規模・優先順位の検討**

想定される氾濫区域内の資産額、被害額（浸水実績図を作成できる場合のみ）、人口、重要な公共施設、既往洪水の発生状況、合流先河川の計画規模や整備状況や現況河道の流下能力等を踏まえ、気候変動による影響も考慮して工事費等の費用対効果を含め検討する。

#### **6) 関係部署等の運営補助**

(1) 関係部署等の資料作成及び議事録の作成を行う（4回開催想定）。

#### **7) 協議・打合せ**

(1) 本業務を進める上で、協議打合せを行う（当初、中間（3回）、最終 計5回想定）。

#### **8) 報告書作成**

(1) 本業務の成果として、栃木県業務委託共通仕様書第1210条に準じて、次のとおり取り纏めた報告書を作成するものとする。

- ・ 報告書（A4判） 2冊（オリジナルデータ含む）
- ・ 概要版（A3版：1枚程度）（オリジナルデータ含む）